

資料2

「みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」 の改正(案)について

みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則(整備基準)の改正について

<趣旨>

- バリアフリー化の一層の促進を図るため、令和6年6月にバリアフリー法に基づく建築物移動円滑化基準が改正された。(施行日:令和7年6月1日)
- その結果、建築物移動円滑化基準の一部規定が、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく整備基準を上回ることとなったため、**本県整備基準が改正移動円滑化基準と同等以上の水準となるまで基準の引上げ(規則改正)を行う。**

<改正概要>

1. 便所
現在、建築物に1以上設置を求めている「車椅子使用者用便房」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと(各階)に1以上の設置を求めることとする。
(※)小規模階を有する建築物、大規模階を有する建築物に関しては別に基準を設定する。
2. 駐車場
現在、建築物に1以上(駐車台数が100台を越える場合は、駐車台数の1%以上)の設置を求めている「車椅子使用者用駐車区画」について、次のとおり見直しを行う。
 - ・駐車台数200以下の場合:駐車台数の2%以上
 - ・駐車台数200超 の場合:駐車台数の1%+2以上
3. 劇場等の客席
現在、建築物全体の客席数に応じて設置を求めている「車椅子使用者用客席」について、建築物の座席のある室ごとの客席数に応じた計算方式へ改めるとともに、必要数について、次のとおり見直しを行う。
 - ・客席数400以下の場合:2以上
 - ・客席数400超 の場合:客席数の0.5%以上
4. その他
事前協議の際に提出する様式や立入検査の際に利用する身分証明書など、所要の改正を行う。

現行基準と改正案の比較について

現行基準

<便所>

- ① 建築物に1以上の車椅子使用者用便房
- ② 建築物に1以上の障害者等が円滑に利用できる便所
(①の便房を設けた便所のほかに設ける。)

<車椅子使用者用駐車区画>

- ・駐車区画数の1%以上

<劇場等の車椅子使用者用客席>

- ・客席数500席以下の場合、2以上
500席超の場合、0.5%以上

見直し後

<便所>

- ② 各階に1以上の障害者等が円滑に利用できる便所 ※設置箇所は任意
- ① ②の便所が設置された各階に1以上の車椅子使用者用便房

ただし、

「事務所」の場合、車椅子使用者用便房は建築物に1以上(②は各階)
「共同住宅・工場」の場合、便所・車椅子使用者用便房は建築物に1以上

また、

現行基準で緩和規定が設けられている「小規模商業施設」等については、引き続き、緩和規定措置を講じる。

※本県整備基準においても、建築物移動円滑化基準で講じられた「小規模階を有する建築物」「大規模階を有する建築物」に関する規定と同趣旨の措置を講じる。

※水洗器具/乳幼児用設備/介助用大型ベッドを備えた便房に関する規定は変更なし。

<車椅子使用者用駐車区画>

駐車区画数200台以下の場合、2%以上
200台超の場合、1%+2以上
また、駐車区画数には、新たに機械式駐車場の区画数も含むこととする。

<劇場等の車椅子使用者用客席> ※客席のある室ごとの計算とする

客席数400席以下の場合、2以上
400席超の場合、0.5%以上

整備基準の内容

1. 便所に係る規定の見直し
2. 駐車場に係る規定の見直し
3. 客席に係る規定の見直し
4. その他

便所に関する基準の全体像について

<全体像>

現行

(1)バリアフリースイレの設置(建築物1以上)

①車椅子使用者用便房

②その他個別機能を備えたトイレ(水洗器具等)

(2)障害者等が円滑に利用できる構造の便所の設置
(建築物1以上) ※(1)と別に設ける

③幅員・洗面設備・便房等の構造

④男子用小便器の構造

見直し後

(1)③便所の設置(各階1以上)

(2)③障害者等が円滑に利用できる便所の構造

(3)車椅子使用者用便房の設置(建築物1以上の区分)

(4)車椅子使用者用便房の設置(各階1以上の区分)

(5)その他の個別機能を備えたトイレ(水洗器具等)
(建築物1以上)※変更なし

(6)男子用小便器の構造(建築物1以上)※変更なし

- ✓ 建築物移動円滑化基準では、便所の設置に関する規定が新設。当該便所内に車椅子使用者用便房を含むバリアフリースイレを備えることを求める内容となった。(機能分散の考え方に整合的)
- ✓ 一方、県整備基準では、障害者等の利用に配慮した便所数を確保するため、(1)のトイレとは別に「障害者等が円滑に利用できる構造の便所」の設置を求める内容となっている。
しかし、今回の見直しで建築物内の便所・便房数が増加することを考慮し、また便所配置の基本的な考え方とした「機能分散」を一層進めるため、国の規定と揃えた見直しを行う。

設置が必要な便所数等について

設置基準

不特定多数利用便所 及び 車椅子使用者用便房を次の数以上設置する。

施設の種類	便所	車椅子使用者用便房
以下を除く公共的施設	原則 階数 (→P.7)	原則 便所設置階の数 (→P.8)
無床診療所 ・小規模施設等	1	—
共同住宅・工場	1	1
事務所	独自 階数	1

独自
現行どおり

※複合用途建築物における設置の考え方はP.13 のとおり。

(参考) 県整備基準のみが適用される施設に対する整理【第6回会議】

- ・「小規模階を有する建築物」の特例(P.9)の適用を受け、多くの施設で車椅子使用者用便房数は、現行と変わらない見込みのため、改正政令基準と同等まで基準を引き上げる。
- ・ただし、政令第5条の特別特定建築物ではない「事務所・工場・共同住宅」については、施設の利用状況等に応じた基準設定とする。

便所の箇所数の数え方について

政令基準と同じ

男子用／女子用の区別あり

- ① 男子用・女子用の両方が設置されている場合、それらが離れて設置されているときでも男子用と女子用の1組で1箇所とする。
- ② 男子用・女子用の一方のみ設置されている場合、当該便所ごとに1箇所とする。

男女共用便所

- ③ 男女共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。

	ケース1 (①②の場合)	ケース2 (①～③の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ	便所の 箇所数 男女一組 1 1 2 1 1 1 1	便所の 箇所数 男女一組 2 2 2 2 1 1 1
不特定多数の者等が 利用する便所の箇所数	6 (内訳：①男女 5、②女子 1)	8 (内訳：①男女 1、②男子 3 ③女子 2、④共用 2)

【出典】国土交通省「便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて(令和6年11月) 250121修正版」P5

【便所】必要数の算定から除外する階について

政令基準と同じ

- ① 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- ② 不特定多数の者等の利用する部分の床面積が著しく小さい階
- ③ 不特定多数の者等の滞在時間が短い階
- ④ 管理運営上、不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ	※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする	※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする	※ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

その他、ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階など

【出典】国土交通省「便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて（令和6年11月）_250121修正版」P4

車椅子使用者用便房の必要数について

車椅子使用者用便房は、便所設置階に1箇所以上設置する。

※次の場合を除く

- ① 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合(→P.11)
- ② 便所設置階の便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、別の階に設ける場合
独自 ただし、支障がないと認められる位置に設ける場合に限る。(→P.14)
- ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合(→P.9)
- ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階(大規模階)を有する場合(→P.10)

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)
車椅子使用者用便房の 設置イメージ		
不特定多数の者等が利用 する便所設置階数	5	3
車椅子使用者用便房の 必要設置数	5以上	3以上

小規模階を有する場合の必要数について

【不特定多数の者等が利用する部分の床面積1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物の計算方法】

全体
必要数

=

床面積が1,000㎡未満の階の床面積の
合計に1,000分の1を乗じて得た数
(1未満の端数は切り捨て)

+

床面積が1,000㎡以上の便所設置階に
設けるべき車椅子利用者用便房の数

※便所設置階以外の小規模階も計算に含む
※便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない
場合は、当該便所の箇所数とする。

独自

ただし、上記の計算結果が「0」になる場合、必要数は「1」とする。

パターン1
商業施設

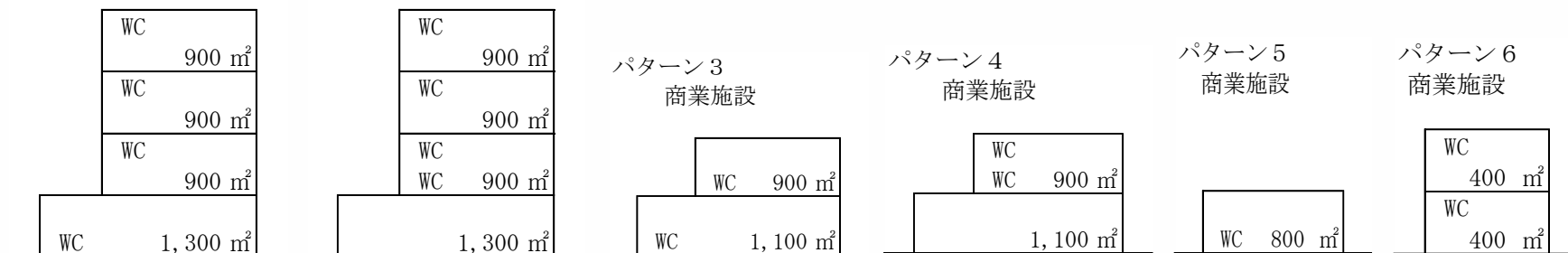
パターン2
商業施設

パターン3
商業施設

パターン4
商業施設

パターン5
商業施設

パターン6
商業施設



小規模階の 床面積計(㎡)	2,700	2,700	900	900	800	800
必要数①	2	2	0	0	0	0
1,000㎡以上 便所設置階	1	1	1	0	0	0
必要数②	1	0	1	0	0	0
合計必要数 ①+②	3	2	1	0	0	0

いずれも「1」とする。

大規模階を有する場合の必要数について

政令基準と同じ

【不特定多数の者等が利用する部分の床面積10,000㎡超の階における設置基準】

○大規模階に設置すべき車椅子使用者用便房数は、床面積が、

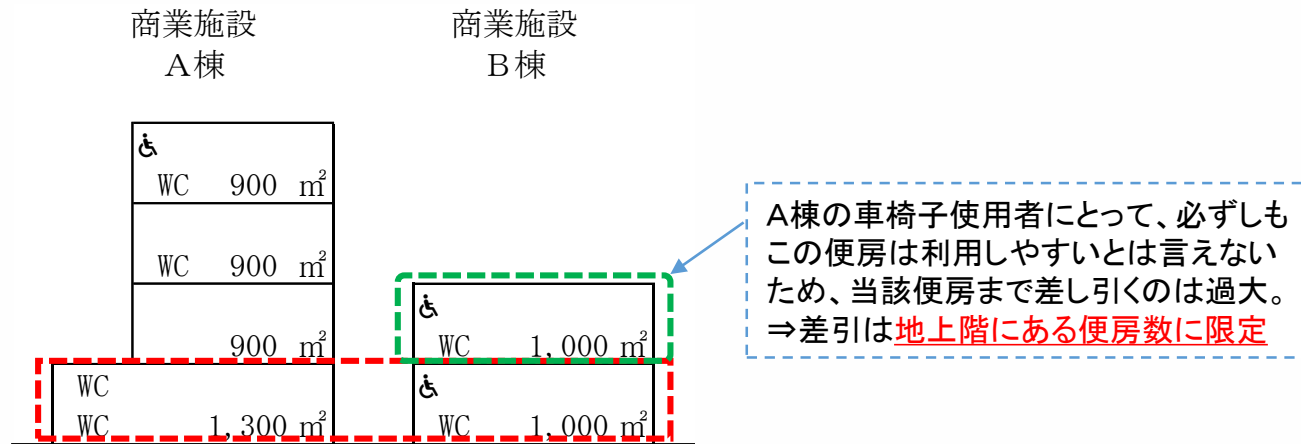
- ① 10,000㎡超～40,000㎡以下 2
- ② 40,000㎡超～ 床面積に20,000分の1を乗じて得た数(1未満の端数は切り上げ)

○当該階に設ける不特定多数利用便所の箇所数より少ない場合は、当該便所の箇所数とする。

	ケース1	ケース2
	30,000㎡/階	70,000㎡/階
車椅子使用者用便房の 設置イメージ		
各階の床面積から算定する 車椅子使用者用便房の 必要設置数	2	4
当該階の 不特定多数の者等が利用する 便所設置数	2	3
当該階に設ける 車椅子使用者用便房の 必要設置数	2以上	3以上

【出典】国土交通省「便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて(令和6年11月)_250121修正版」P8

同一敷地内の近接した施設に車椅子使用者用便房が設けられている場合の取扱いについて(小規模階を有する建築物)



A棟に必要な車椅子使用者用便房数:2

- ・小規模階を有する建築物としての必要数:3
- ・必要数からB棟地上階の車椅子使用者用便房数を差し引く

国土交通省告示第1074号 第5

4 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、… に令第14条第2項本文の規定により床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(第1号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあっては、当該数から**当該施設に設ける車椅子使用者用便房…の数を差し引いた数**)以上の車椅子使用者用便房…を設ける場合

独自

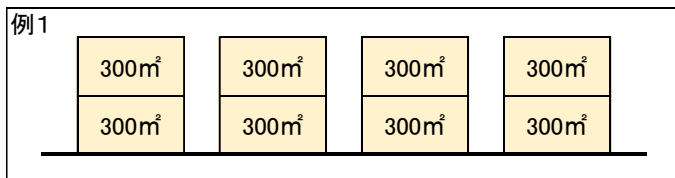
の直接地上へ通ずる出入口のある階に設置されている

複数棟を整備する場合の取扱いについて

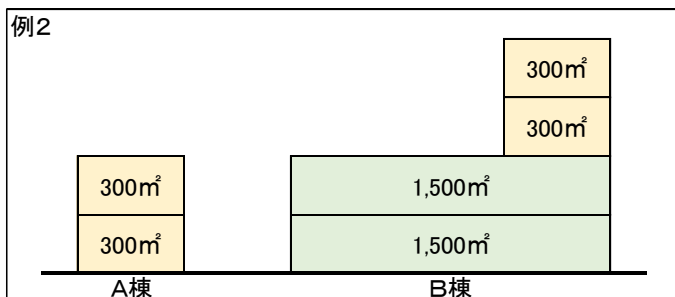
同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合の必要数算定の取扱いは、条例基準と政令基準で異なるため、必要数に違いがみられることがある。

条例基準	政令基準
それぞれ棟ごとに判断する	まとめて一の建築物として取り扱う

＜複数棟が同一敷地内に設置されている場合＞



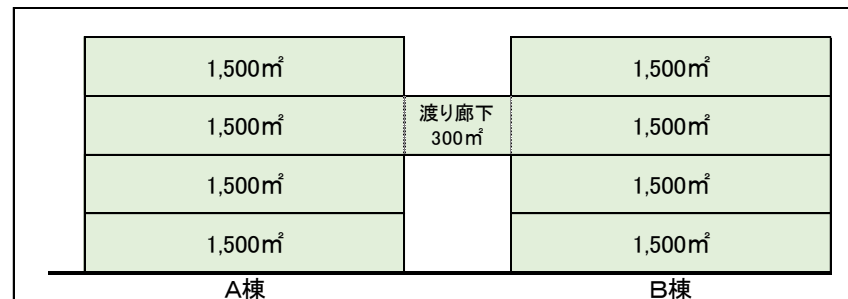
	条例基準	政令基準
必要数	各棟1(※) (小規模300㎡×2)	全体で2 (小規模300㎡×8)



	条例基準	政令基準
必要数	A棟 1(※) (小規模300㎡×2) B棟 2	全体で3 (2+小規模300㎡×4)

(※)直接地上へ通ずる出入口のある階に近接して設けられている場合は、特例を受けられる場合がある。

＜ツインタワー型の建物の場合＞



	条例基準	政令基準
必要数	A棟 4 B棟 4	A棟 3 B棟 3 A/B棟 1
	・それぞれの棟ごとに必要数を算定する。 ※建築基準法上の扱いに関わらず上記のとおり整理する。	・連結されているフロアは、当該フロア全体の床面積に応じて必要数を算定する。

複合用途建築物における必要数の算定方法について

独自

複合用途建築物における便所に係る規定の考え方

便所「1以上」の用途

1. 便所「1以上」のみの組合せ

供用部分

	共同住宅
	共同住宅
	共同住宅
	無床診療
WC	無床診療

⇒ 複合しても、建築物で1とする。

2. 便所「1以上」「階数」の組合せ

①「1以上」の用途が**階の全て**を占める場合

供用部分

	共同住宅
	無床診療所
WC	店舗
WC	店舗
WC	店舗

⇒ のみからなる施設は建築物で1(1の例)となることを考慮し、当該階は不要とする。

②「1以上」の用途が**階の一部**である場合

供用部分

WC	保育園	無床診療所
WC	店舗	
WC	店舗	
WC	店舗	

供用部分

WC	保育園
WC	店舗
WC	店舗
WC	店舗

⇒ が階の一部である場合は右図の場合に設置必要となることを考慮し、設置が必要とする。

独自

複合用途建築物における車椅子使用者用便房に係る規定の考え方

便房「1以上」の用途

便房「基準なし」の用途

3. 便房「1以上」のみの組合せ

供用部分

	共同住宅
	共同住宅
WC	事務所

⇒ 複合しても、建築物で1とする。

5. 便房「1以上」と「基準なし」の組合せ

供用部分

WC	事務所	
	無床診療所	小規模店舗

⇒ 複合しても、建築物で1とする。

※ 1Fなど利用の支障がない位置に設けることも可能

4. 便房「基準なし」のみの組合せ

供用部分

	小規模興行・遊興	
WC	無床診療所	小規模店舗

⇒ 複合しても、設置基準はない。

6「1以上」「基準なし」「便所設置階」の組合せ

供用部分

WC	事務所
	無床診療所
WC	店舗
WC	店舗

⇒ のみ又はそれらのみで複合される施設の必要数(3~5の例)を考慮し、当該階は不要とする。

ただし、便所は利用に支障がない位置に配置される場合もあり、 を除外すると全体の必要数がゼロになるため、この場合は建築物で1とする。

供用部分

WC	無床診療所
	店舗

便所・車椅子使用者用便房の配置方法について

①便所の配置方法

特定の階に偏ることなく設ける

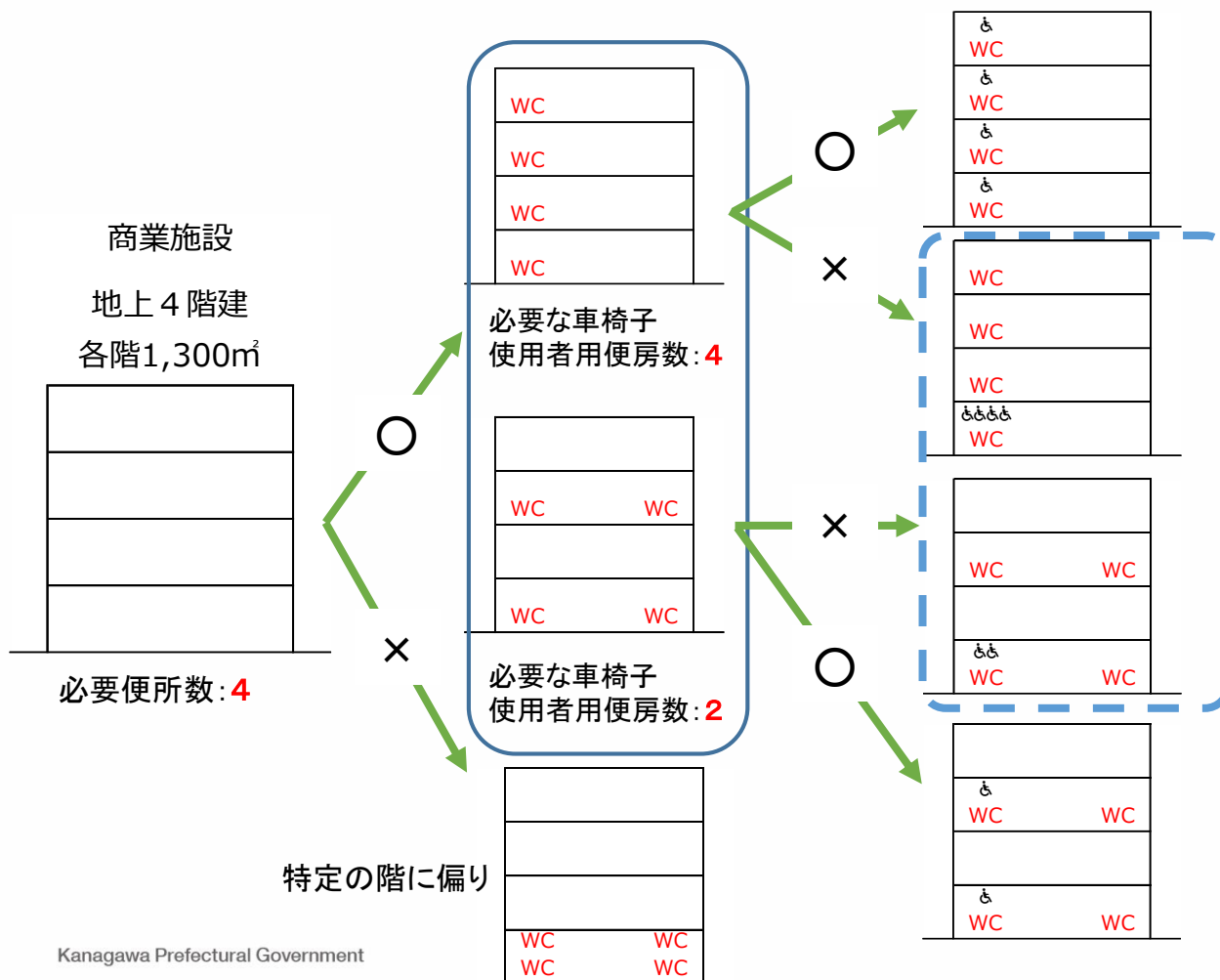
その他、利用する上で支障がない位置に設ける

②車椅子使用者用便房の基準

独自

特定の階に偏ることなく設ける

その他、利用する上で支障がない位置に設ける



便所を利用に支障がない位置に配置したにも関わらず、肝心の車椅子使用者用便房は、集約され、使いづらい場所に配置される懸念がある。

⇒特定階への偏りがないよう規定を追加

不特定多数利用便所の構造について

独自

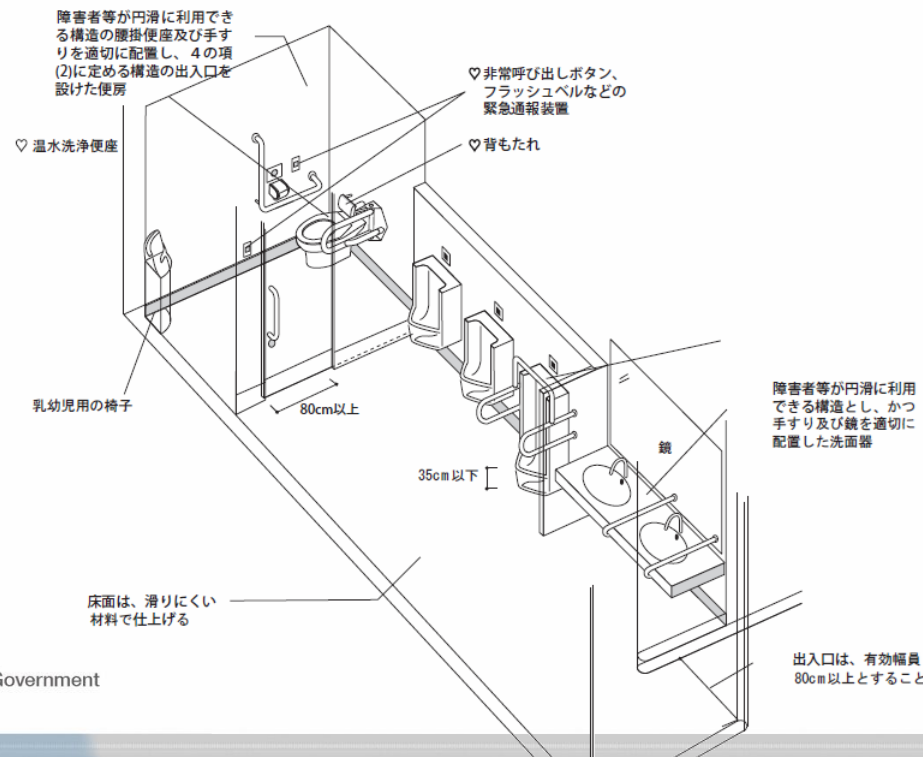
不特定多数利用便所は次の構造とする。

- ・ 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上
- ・ 便所の出入口に戸を設ける場合には、容易に通行でき、前後に高低差を設けない
- ・ 床面は、滑りにくい材料で仕上げる
- ・ 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、出入口の戸の前後に高低差を設けない便房を1以上設ける

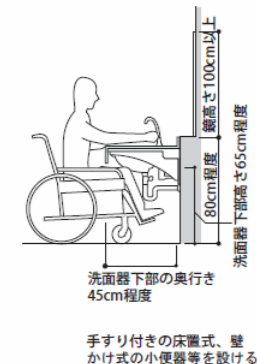
※便所内又は便所に近接する位置に車椅子使用者用便房を設置した場合は、当該便房を設置したこととする

- ・ 障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設ける

不特定多数利用便所の整備例



洗面器まわりの寸法例



増築等に関する規定の適用範囲について

増築等における適用範囲の取扱いについては、条例基準と政令基準で次のとおり異なっている部分がある。

	条例基準	政令基準
便所	増築等に係る部分を有する階の数	
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける。	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける。 ただし、 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。

増築部分の各階床面積が1,000㎡以上

<現況>

<増築後>

条例基準・政令基準

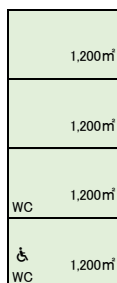
便所

車椅子使用者用便房

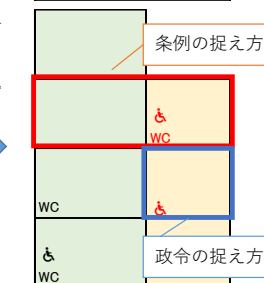
増築等に係る部分を有しない

不特定多数の者の
利用あり
⇒便所が必要

便所設置により便所設置階となる
⇒便房が必要
便所設置階だが車椅子使用者用便房なし
⇒便房が必要



<増築>
3階・
各階1,200㎡



増築部分の各階床面積が1,000㎡未満

<増築後>

条例基準

便所

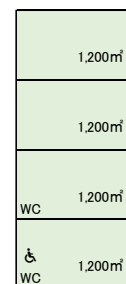
車椅子使用者用便房

増築等に係る部分を有しない

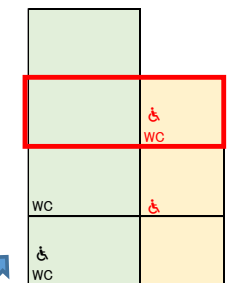
不特定多数の者の
利用あり
⇒便所が必要

便所設置により便所設置階となる
⇒便房が必要
便所設置階だが車椅子使用者用便房なし
⇒便房が必要

<現況>



<増築>
3階・
各階800㎡



政令基準

便房には小規模階の特例を適用する。

便所

車椅子使用者用便房

増築等に係る部分を有しない

不特定多数の者の
利用あり
⇒便所が必要

小規模階の床面積
800㎡×3=2,400㎡
⇒必要数2
既存部分に便房が1
あるため、車椅子使用者用便房が1必要

整備基準の内容

1. 便所に係る規定の見直し
- 2. 駐車場に係る規定の見直し**
3. 客席に係る規定の見直し
4. その他

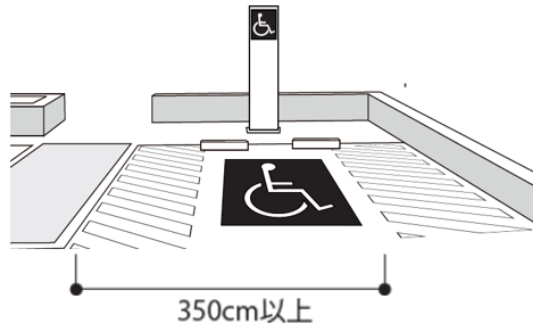
車椅子使用者用駐車区画の必要数について

政令基準と同じ

車椅子使用者用駐車区画の必要数

- 設置すべき車椅子使用者用駐車区画は、駐車台数が、
 - ・駐車台数200以下の場合：駐車台数の2%以上
 - ・駐車台数200超 の場合：駐車台数の1%+2以上 ※いずれも1未満の端数は切り上げ
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、総駐車台数に対して必要な車椅子使用者用駐車区画の数を算定する。[変更なし]
- 駐車台数には機械式駐車場に設けられるものを含み、車椅子使用者用駐車区画には車椅子対応機械式駐車場(→P19)に設けられるものを含む。

車椅子使用者用駐車区画の設置例



駐車台数	車椅子使用者用駐車区画
～ 50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～300	5
301～400	6

改正前の設置基準
1
2
3
4

(参考) 県整備基準のみが適用される施設に対する整理【第6回会議】

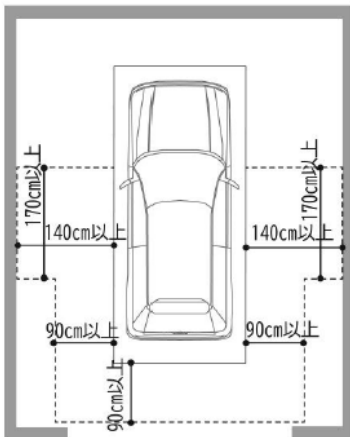
- ・2%という水準は、区画の利用対象者数から推計される割合と概ね整合しており、妥当性がある。
- ・改正基準は総駐車台数区画数に応じた適用であり、多くの駐車区画を有する(＝駐車ニーズがある)施設に、本基準を適用しても、不合理ではない。

車椅子対応機械式駐車場について

車椅子対応機械式駐車場は次の要件を満たすものとする。

- ・ 1以上の乗降スペースは、水平な場所に設ける
- ・ 上記の乗降スペースは、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とする

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



フルフラット化の例



	複数の駐車場を設ける場合①	複数の駐車場を設ける場合②
車椅子使用者用 駐車施設の 設置イメージ	平面駐車場 (100台) 建築物 機械式 駐車場※ (20台) ※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場	平面駐車場 (100台) 建築物 機械式 駐車場① (90台) 機械式 駐車場② (80台) ① 90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けない機械式駐車場
車椅子使用者用 駐車施設の 必要設置数	駐車施設の総数 $100 + 20 = 120$台 $120 \text{台} \times 2\% = 3$台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式20台 = $21 \text{台} > 3 \text{台}$	駐車施設の総数 $100 + 90 + 80 = 270$台 $270 \text{台} \times 1\% + 2 \text{台} = 5$台 車椅子使用者用駐車施設の数 平面1台 + 機械式①10台 = $11 \text{台} > 5 \text{台}$

整備基準の内容

1. 便所に係る規定の見直し
2. 駐車場に係る規定の見直し
- 3. 客席に係る規定の見直し**
4. その他

車椅子使用者用客席の必要数について

政令基準と同じ

車椅子使用者用客席の必要数

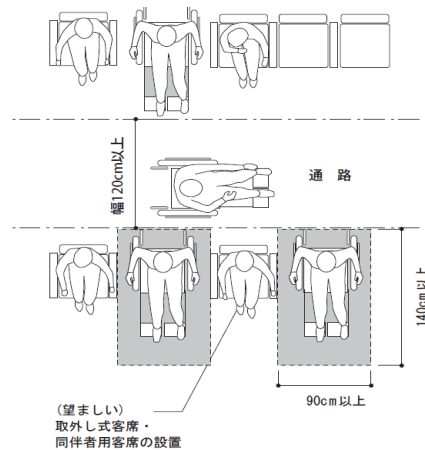
○設置すべき車椅子使用者用客席は、客席数が、

- ・客席数400以下の場合：2以上
- ・客席数400超 の場合：0.5%以上 ※1未満の端数は切り上げ

○客席数については、当該公共的施設に設けた室ごとに算定する。

※政令基準では、「客席」を「劇場等における座席が並べられた室(空間)」、「座席」を「床に固定された椅子を有する席」の意味で用いており、条例基準における呼び方と異なることに注意。

<車椅子使用者用客席の設置例>



客席数	車椅子使用者用客席
～400	2
401～500	3
501～600	
601～800	4

改正前の 設置基準
2
3
4

(参考) 県整備基準のみが適用される施設に対する整理【第6回会議】

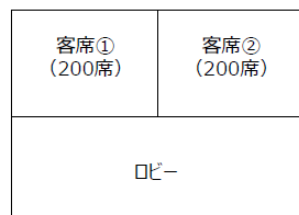
- ・改正基準は客席数に応じた適用となっており、現行規定に照らし、同程度まで引き上げても過度な負担であるとは言えない。

増築等に関する規定の適用範囲について

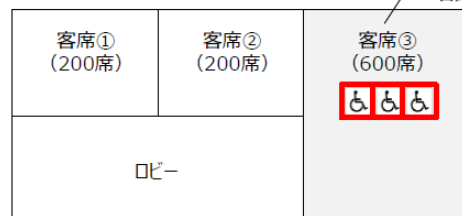
政令基準と同じ

- ①当該公共的施設に設けた室を増築等する場合は、増築等に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用客席を設ける（既存部分への増設を含む）。
- ②室以外の部分を増築等をする場合は、車椅子使用者用客席に係る改修は不要。

ケース1（①劇場等の客席の増築をする場合）



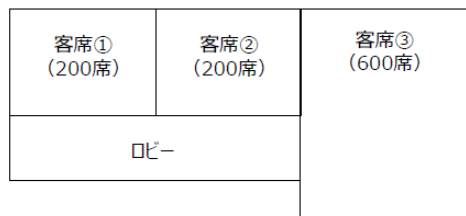
増築に係る部分の座席数に応じた数以上の
車椅子使用者用部分を設ける。



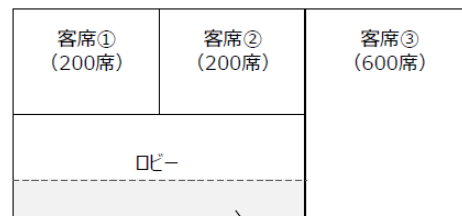
 …新設する車椅子使用者用部分

※図の「客席」は「室」と、
「車椅子使用者用部分」は
「車椅子使用者用客席」と
読み替える。

ケース2（②劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合）



新規の車椅子使用者用部分の設置は求めない。



 …新設する車椅子使用者用部分

整備基準の内容

1. 便所に係る規定の見直し
2. 駐車場に係る規定の見直し
3. 客席に係る規定の見直し
- 4. その他**

事前協議等様式の見直しについて

課題

- 5年度規則改正では、施設用途や規模等に応じた細やかな基準設定を行ったため、施設用途や規模等を選択することで、「適合状況項目表」について遵守すべき項目の絞り込みを行うことができるツールを提供したが、事業者からの問い合わせが多く寄せられている状況がある。
- 今回の規則改正では、施設用途や規模、設備の配置状況等に応じて、整備すべき箇所数等も変動することとなり、事業者にとってわかりづらい状況となる懸念がある。



適合状況項目表について、施設用途等に応じた様式として提供するなど、柔軟でわかりやすいものとするため、規則様式ではなく、「知事が必要と認める図書」の一部と整理し、通知等により定めることとする。

また、今回の規則改正への対応として、次の事項について、必要に応じて図面等又は任意様式により提出を求めることとする。（「知事が必要と認める図書」の一部）

整備基準	項目
便所	・便所必要数の算定から除外する階がある場合は、除外する階及びその理由 ・便所や車椅子使用者用便所の配置に関して、必要数算定の基礎となった箇所以外の場所に配置する場合については、車椅子使用者等の利用する上で支障がない位置であること
駐車場	・車椅子対応機械式駐車場として整備する場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる構造であること（(公社)立体駐車場工業会の「車いす使用者対応証明」を取得した装置である等）

統合身分証の活用について

<概要>

- ・審査窓口である特定行政庁からの要望に基づき、完了検査など立入調査の際に携帯する身分証明書について、統合身分証の活用が可能となるよう所要の改正を行う。

【統合身分証制度(令和3年10月～)】

地域の課題

身分証明書の作成業務が負担

- 職員一人について数種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務が負担
- 立入検査先の事業所において、複数法令による規制を受けることが多いため、複数の身分証明書を提示する必要があり、迅速な立入検査ができない

様々な様式があるため、人事異動時の身分証明書の作成業務が負担です

事務担当者

制度上の支障

各法令に基づく様々な様式の身分証明書

環境省等が所管する法令に基づき、地方公共団体職員が立入検査等を行う際の身分証明書の様式については個々の法令で定められている

複数の様式が異なる身分証明書を提示するケースがあり、検査時に迅速に提示できないこともあります

地方

地域の声

提案

解決策

身分証明書の統合を可能に

- 環境省等管又は他省庁と共管の28本の法律に基づく45種類の身分証明書を統合することが可能に
- さらに、地方公共団体の条例に基づく身分証明書を統合することも可能に

地方公共団体の負担減
立入検査の円滑化

行政事務の効率化

- 身分証明書の作成業務の負担軽減
- 立入検査の円滑化

立入検査の際に複数の身分証明書を持参・提示する必要がなくなりました

地方

統合される法令の例(平塚市の場合)

- 建築基準法
- 省エネ法
- バリアフリー法
- 建設リサイクル法

統合身分証として発行

【統合身分証の様式】

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	年 月 日生	写 真	
氏 名			
生年月日			
年 月 日交付	年 月 日限り有効		
発 行 者	印		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

施行時期及び経過措置の考え方について

